

「宇宙基本法」の動きについて

石 附 澄 夫

〈国立天文台電波研究部 〒181-8588 東京都三鷹市大沢 2-21-1〉

e-mail: ishizksm@cc.nao.ac.jp

6月21日に、「宇宙基本法案」が衆議院に提出された（今秋の臨時国会へ継続審議になる模様）。天文学あるいは宇宙科学にかかわるわれわれは、直接にせよ間接にせよ観測および探査の手段としての宇宙開発の恩恵を受けているから、この動きは見過ごせない。

この法案は、現在の宇宙開発を「研究開発中心」と批判し、新たに「安全保障、外交、産業振興」を見据えた国家戦略として行おうというものである。

最大の論点は、1969年衆議院本会議の「我が国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議」を廃棄して「防衛的」「非軍事的」な宇宙の軍事利用を解禁しようということであろう。米国の攻撃システムを護る「ミサイル防衛」¹⁾への協力要請が日本政府に対して強く行われており、そのための人工衛星が必要とされていることが大きい。また、宇宙産業と宇宙技術を軍需によって下支えして欲しいという意図が、法案の推進者にある^{2), 3)}ことも見逃せない。学問との関連で言えば、軍事機密の網の中に宇宙科学・工学がからめとられ、研究の公開の原則が犯されることが問題だ。「情報収集衛星」のデータが2003年の新潟中越地震に際しても非公開だったこと⁴⁾は軍事機密の性格を物語る。

もう一つの問題は、日本の宇宙政策の決定での学者の立場だ。法案では、内閣府の下に宇宙戦略

本部が置かれることになっている。構成員は総理大臣を含む国務大臣のみである。これまで文部科学省の下にあって宇宙開発に関する長期的な計画の議決などを行ってきた宇宙開発委員会に学者が入っていたのとは異なる。小田 稔氏が主張⁵⁾していた自主、ボトムアップ方式の政策決定という「文化」が断たれるのではないかと危惧する。

過去、われわれ日本の天文学者には、軍事研究と一線を画そうとしてきた歴史がある^{6), 7)}。拙稿を機会に、この問題の存在を認識し、自分たちの問題として検討されることを願う。詳しくはhttp://homepage2.nifty.com/space_for_peace/を参照されたい。

参考文献

- 1) 藤岡 惇, 2007, 『世界』(岩波書店) 2月号, p. 174
- 2) <http://www.soranokai.jp/pages/kihonhou-0604uchutoku.html>
- 3) <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2006/046/index.html>
- 4) <http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index-shitsumon.htm> 衆議院一質問答弁, 第163回(特別会)第44号
- 5) Oda M., 1998, Nature 391, 431
- 6) 池内 了, 小杉健郎, 1988, 天文月報 81, 323
- 7) Ishiguro M., Inatani J., 1993, "NRO's Policy to Exclude Military Researches from the Open Use of the Observing Facilities" (<http://www.nro.nao.ac.jp/~nro45mrt/prop/obs45m.html> で閲覧可能)